

総務コンプライアンス委員会規程

一般社団法人日本パラ水泳連盟

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本パラ水泳連盟（以下「本連盟」という。）定款第51条及びコンプライアンス規程第7条に基づいて設置された総務コンプライアンス委員会（以下「本委員会」という。）の運営について定める。

(所掌事務)

第2条 本委員会は、本連盟の総務に関すること並びにガバナンス及びコンプライアンスに関する専門事項を所掌し、理事会に意見を具申する。

2 前項に規定する専門事項とは、次の各号をいう。

- (1) 本連盟の総務に関すること
- (2) コンプライアンス規程の整備に関すること
- (3) ガバナンス、コンプライアンス及び社会的規範意識の啓発活動に関すること
- (4) その他ガバナンス及びコンプライアンス活動事業の目的達成に必要なこと

(組織・委員)

第3条 本委員会に次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 委員 若干名
- (3) 臨時委員 若干名

2 委員長及び委員は、理事会の決議により理事長が委嘱する。

3 臨時委員は、前条第2項に定める専門事項について弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者の意見を聞く必要がある場合に、運営委員会の承認を得て理事長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から始まり、本連盟理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

2 委員の増員や委員退任の後の補充委員の任期は、他の委員の残任期間とする。

3 臨時委員の任期は、委嘱の日から始まり、本委員会における当該案件の審議が終了した時点で終了するものとする。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集をし、その議長となる。

2 委員は、電話、インターネット等の通信回線を使用して出席することができる。ただし、その場合には各出席者の音声や映像等が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる環境であることを要する。

3 委員会は、委員の過半数（意見を書面により提出した者も含む。）が出席して成立する。

4 委員会の議事決定は、出席者の過半数をもって行い、同数の場合は議長が決する。

- 5 委員会で決定した重要な事項については、理事会へ報告をし、承認を得るものとする。
- 6 理事長、常務理事及び事務局長は、委員会に出席して意見を述べることができる。この場合において第2項の規定を準用する。
- 7 この規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、委員会においてこれを別に定める。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則 (注) 2013年4月8日登記完了

この規程は、本連盟の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月28日から施行する。

附 則

この規程は、2019年6月22日から施行する。

附 則

この規程は、2020年7月25日から施行する。

附 則

この規程は、2021年2月13日から施行する。

附 則 (注) 2021年2月21日開催の理事会において決議

この規程は、2021年3月16日から施行する。

附 則

この規程は、2021年6月27日から施行する。

附 則

この規程は、2022年6月25日から施行する。